

淀川区人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条

すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、区の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、職員に対する人権研修の取組みや、差別対象への対応等について、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、淀川区に「淀川区人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げるものをもって充てる。
- 5 委員長は必要に応じて別表2に掲げるものを委員に指名することができる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を述べさせることができる。

(協議事項)

第5条 区の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取り組みに関すること

- 2 区における職員に対する人権研修の取組みに関すること
- 3 差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関すること
- 4 差別のない安心・安全な職場環境の整備に関すること
- 5 その他、委員長が必要と認める事項に関すること

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、別紙2に掲げるものをもって構成し、次のとおり処理するものとする。

職員研修に関すること	総務課
上記以外のこと	市民協働課

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成２０年１２月１日から施行する。
この要綱は、平成２１年 ４月１日から施行する。
この要綱は、平成２３年 ４月１日から施行する。
この要綱は、平成２５年 ４月１日から施行する。
この要綱は、令和 ６年 ４月１日から施行する。
この要綱は、令和 ８年 ５月１日から施行する。

別表 1

別表 2

副区長	総務課長代理
総務課長	総務課担当係長
政策企画課長	市民協働課長代理
市民協働課長	市民協働課担当係長
窓口サービス課長	
保険年金担当課長	
保健福祉課長	
健康推進担当課長	
こども教育担当課長	
生活支援担当課長	